

宗教上の理由から無輸血の処置を希望される患者さんへ

□ はじめに

当院では患者さんの救命を最重視して診療をおこなっており、宗教上の理由から無輸血の処置を希望される患者さんに対しては、以下のような方針で診療を行っています。必要時には担当医より説明をさせていただきます。

□ 当院における基本方針

当院では、輸血を必要とするような出血の可能性が存在する処置、手術、分娩などを実施する場合は、状況に応じて輸血を行います。輸血が必要となる可能性がある場合は、輸血の必要性と輸血を行わない場合に生命に切迫した危険性が生じうる事について十分に説明を行い、輸血の同意が得られるよう最大限努力いたします。しかし、輸血の同意が得られず、絶対的無輸血（生命に危険を及ぼす事態になっても輸血を行わないこと）を希望される場合には当院での治療はできません。

□ 相対的無輸血で対応

患者さんの意思を尊重し、可能な限り輸血を行いませんが、手術や出血する可能性のある検査及び治療では輸血を行う可能性があり、輸血以外に生命の維持が困難な状態に至った場合には輸血を行います。

□ 輸血を行う可能性がない検査や治療

輸血を全く必要としない検査や治療については、すべての患者さんに対して、その方にとって最善の診療を行わせて頂きます。

□ 免責証明書について

当院では、絶対的無輸血での処置は行いませんので、患者さんがお持ちになった免責証明書にはサインすることはできません。

□ 救急での対応

救急などでご家族等の同伴がなくご家族等からの同意が得られない場合、直ちに救命目的の輸血が必要な状態においては意識障害などで同意が得られない場合でも輸血を行うことがあります。

□ 小児についての対応

当院では、原則として両親が宗教的輸血拒否を行う場合、その診療は行ないません。ただし輸血を必要としない検査および治療に関しては対応いたします。

また来院後に救命目的の輸血がただちに必要な状態と判明したなどの場合、15歳未満の子供で、宗教上の理由等により両親が子供に対する輸血を拒否したときは同意が得られない場合でも輸血を行うことがあります。15歳以上18歳未満の場合、親権者、患者さんともに輸血拒否の場合は、絶対的無輸血を認めない方針に準じて対応させていただきます。親権者が輸血拒否しても、患者さんご本人が輸血を希望される場合、患者さんから輸血同意書に署名いただき輸血を行います。親権者が輸血を希望するが、患者さんご本人が輸血を拒否する場合は、なるべく無輸血治療を行います。最終的に必要な場合には輸血を行います。親権者から輸血同意書を提出して頂きます。